

環境基準・市環境保全基準

- 1 水質汚濁に係る環境基準（抜粋）
 - (1) 人の健康の保護に関する基準
 - (2) 生活環境の保全に関する基準（河川）
（参考）要監視項目及び指針値
 - (3) 京都市域の環境基準の類型指定状況
- 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）
- 3 京都市環境保全基準（抜粋）
 - (1) 水質汚濁に係る環境保全基準
 - ア 人の健康保護に係るもの
 - イ 生活環境に係るもの

別表 対象水域及びその水域が該当する類型
 - (2) 地下水汚染に係る環境保全基準

Ⅲ 環境基準・市環境保全基準

1 水質汚濁に係る環境基準(抜粋)

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

改正 昭49. 9. 30環告63, 昭50. 2. 3環告3, 昭57. 3. 27環告41, 昭57. 12. 25環告140, 昭60. 7. 15環告29,
昭61. 1. 13環告1, 平3. 12. 27環告78, 平5. 3. 8環告16, 平5. 8. 27環告65, 平7. 3. 30環告17, 平10. 4. 24環告15,
平11. 2. 22環告14, 平12. 3. 29環告22, 平15. 11. 5環告123

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38. 1. 2及び38. 2に定める方法又は38. 1. 2及び38. 3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65. 2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61. 2又は61. 3に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67. 2又は67. 3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43. 2. 1, 43. 2. 3又は43. 2. 5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格43. 1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34. 1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47. 1若しくは47. 3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43. 2. 1, 43. 2. 3又は43. 2. 5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。		

(2) 生活環境の保全に関する基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	
測定方法		規格12.1に定める方法またはガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1（1）による。
備考		

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(参考) 要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日環水管第21号環境庁水質保全局長通知)

改定 平11.2.22 環水企第58号, 環水管第49号
 平16.3.31 環水企発第0403310003号, 環水土発第040331005号

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
P-ジクロロベンゼン	0.2* mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅	0.04 mg/L以下	通知1付表2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
EPN	0.006 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロロボス	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	通知1付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	規格59.3に定める方法又は通知1付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格68.2に定める方法又は通知1付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02* mg/L以下	通知2付表5の第1, 第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー*	0.002 mg/L以下	通知2付表1に掲げる方法
エピクロロヒドリン*	0.0004 mg/L以下	通知2付表2に掲げる方法
1,4-ジオキサン*	0.05 mg/L以下	通知2付表3の第1又は第2に掲げる方法
全マンガン*	0.2 mg/L以下	日本工業規格K0102の56.2, 56.3, 56.4又は56.5に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン*	0.002 mg/L以下	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法

通知1：平成11年3月12日環水企第89号, 環水管第69号, 環水規第79号通知

通知2：平成16年3月31日環水企発第040331003号, 環水土発第040331005号通知

*：通知2で新たに設定された項目及び指針値。

(3) 京都市域の環境基準の類型指定状況

水 域	範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 点	指 定 主 体	指 定 年 月 日
鴨 川	高野川合流点より上流	A	ロ	出 町 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 昭53.3.24 府告示第 174号
	高野川合流点から勧進橋まで	A	イ	三 条 大 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
	勧進橋より下流	B	ハ	京 川 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 平8.3.29 府告示第 247号
高野川	花園川合流点より上流	AA	イ	三 宅 橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号
	花園川合流点より下流	A	イ	河 合 橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
桂 川	渡月橋より上流	A	イ	渡 月 橋	国	昭45.9.1 閣議決定
	渡月橋から天神川合流点まで	B	イ	西 大 橋	国	
	天神川合流点から宇治川合流点まで	B	ロ	宮 前 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 平8.3.29 府告示第 247号
有栖川	全 域	B	ハ	梅 津 新 橋	府	平8.3.29 府告示第 246号
天神川	全 域	B	ハ	西 京 極 橋	府	
清滝川	全 域	AA	イ	落 合 橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号
小畑川	京都市と長岡京市の境界より上流	C	ロ	京都市長岡京市境界点	府	昭53.3.24 府告示第 174号
	京都市と長岡京市の境界より下流*	C	ロ	小 畑 橋*	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
宇治川	山科川合流点より上流*	A	ハ	隠 元 橋*	国	昭45.9.1 閣議決定
	山科川合流点から三川合流点まで	B	ハ	淀 川 御 幸 橋*	国	
弓削川	全 域	A	イ	寺 田 橋	府	平8.3.29 府告示第 247号

注 1 *は、京都市域外である。

2 達成期間のうち、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成するものとする。

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

平成9 年3 月13日
環境庁環告第10号

改正 平10・4・24環告23, 平11・2・22環告16

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/L 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒 素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は 5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は 5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は 5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は 5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は 5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は 5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01 mg/L 以下	規格K0102の67.2に又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K010243.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

（参考）評価基準 平成元8 月21日 環境庁告示第39号
改正 平5・3・8環告18, 平6・1・10環告3 , 平7・3・30環告18

3 京都市環境保全基準（抜粋）

（平成18年8月1日 京都市告示第154号）

(1) 水質汚濁に係る環境保全基準 ア 人の健康保護に係るもの

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

備考

対象水域は、全河川とする。

測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

イ 生活環境に係るもの

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—

注1 対象水域及びその水域が該当する類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

別表 対象水域及びその水域が該当する類型

対 象 水 域	類 型
鴨川上流 (1) (高橋から上流)	AA
鴨川上流 (2) (高橋から高野川合流点まで)	A
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	A
鴨川下流 (勧進橋から下流)	B
白川	A
西高瀬川	C
高野川上流 (花園川合流点から上流)	AA
高野川下流 (花園川合流点から下流)	A
岩倉川	A
桂川上流 (渡月橋から上流)	A
桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	B
桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	B
有栖川	B
御室川	A
天神川上流 (御室川合流点から上流)	A
天神川下流 (御室川合流点から下流)	B
新川	C
清滝川 (桂川合流点から上流)	AA
小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A
宇治川上流 (山科川合流点から上流)	A
宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	B
旧安祥寺川	A
山科川上流 (旧安祥寺川合流点から上流)	A
山科川下流 (旧安祥寺川合流点から下流)	C
東高瀬川	B
弓削川	A

(2) 地下水汚染に係る環境保全基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

注 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。